

# 令和8年4月採用 任期付職員 高砂市職員採用試験案内



## 【募集職種】

- 1 任期付フルタイム勤務職員(※1)
  - ・ 保育士・教諭職
- 2 任期付短時間勤務職員
  - ・ 保育士・教諭職
  - ・ 給食調理員

(※1) 任期付フルタイム勤務職員は、育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員です。任期が定められていること以外、勤務時間や休暇等の勤務条件は、原則として常勤職員と同様の扱いとなりますが、育児休業を取得することはできません。

## 【受付期間】 ※土・日曜日、祝日は除く

令和8年1月9日(金)～令和8年1月26日(月)

## 【試験日程】

令和8年2月1日(日)

《申込・問い合わせ先》高砂市役所 人事課  
〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号  
TEL:079-443-9005(直通)  
E-mail:tact1520@city.takasago.lg.jp

## 1 採用職種・採用予定人員・受験資格

### 【任期付フルタイム勤務職員】

※職種区分ごとの要件に該当すること

職 種	予定人員	受 験 資 格
保育士・教諭A	3名 程度	保育士資格及び幼稚園教諭免許を併せて有する人 (または令和8年3月末日までに取得見込みの人)

### 【任期付短時間勤務職員】

※職種区分ごとの要件に該当すること

職 種	予定人員	受 験 資 格
保育士・教諭B	2名 程度	保育士資格及び幼稚園教諭免許を併せて有する人 (または令和8年3月末日までに取得見込みの人)
給食調理員	3名 程度	調理師免許を取得している人 (または令和8年3月末日までに取得見込みの人)

- ※ 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
- ※ 来年度以降に実施する本市の職員採用試験において、任期付職員として任用されたことが他の試験内容に優先して考慮されることはありません。
- ※ 合格基準に満たない場合は不合格となるため、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。
- ※ 活字印刷による試験及び口述による試験を実施します。
- ※ 初任給決定の区分について
  - 平成16年4月1日以前に生まれた人 → 大学卒区分
  - 平成16年4月2日以降に生まれた人 → 短大卒区分
- ※ 併願が可能な職種について
  - ・保育士・教諭A及びBは併願が可能です。
  - ・合格の決定はA⇒Bの順に行い、Aの合格者がBに合格することはありません。
- ※ 保育士・教諭の勤務先は、こども園、高砂児童学園のいずれかとなります。
- ※ 給食調理員の勤務先は、こども園となります。

## 2 申込手続

- (1) 受付期間 令和8年1月9日(金)～令和8年1月26日(月) 9時～17時  
※土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合は、1月26日(月)午前中必着
- (2) 受付場所 高砂市役所本庁舎4階総務部総務室人事課  
※提出書類の記入に不備がある場合は受理できません。
- (3) 提出書類
- i) 持参による申込み
- ① 採用試験申込書(縦4cm×横3cm 写真貼付必要)
  - ② 受験票(縦4cm×横3cm 写真貼付必要)
  - ③ 試験結果通知用封筒(長形3号封筒、郵送先明記、110円貼付が必要)
  - ④ 受験資格に記載する、資格証明書・免許証の写し(既に資格免許を取得している人のみ)
- ii) 郵送による申込み
- ① 採用試験申込書(縦4cm×横3cm 写真貼付必要)
  - ② 受験票(縦4cm×横3cm 写真貼付必要)
  - ③ 試験結果通知用封筒(長形3号封筒、郵送先明記、110円貼付が必要)
  - ④ 受験資格に記載する、資格証明書・免許証の写し(既に資格免許を取得している人のみ)
  - ⑤ 受験票返送用封筒(長形3号封筒、郵送先明記、110円切手貼付が必要)
- ※ 上記①、②、③、④、⑤を角形2号封筒に折らずに同封し、表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きしたうえで、人事課まで郵送して下さい。
- (4) 注意事項
- ・ 提出書類のうち、①、②は市指定の様式に限ります(人事課にて配布しています。)
  - ①、②は市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。  
なお、③及び⑤は、長形3号封筒であれば任意の封筒でも構いません。
  - ・ 申込書記載の連絡先は、必ず日中連絡がとれる電話番号を明記してください。
  - ・ 採用試験申込書は用紙1枚に長辺とじて両面印刷を行い、表裏の印字面の上下を合わせてください。
  - ・ 印刷用紙の規格等の不適や印字の不明瞭、記入項目の不備がある場合は受理しません。  
また、受験者が別途作成した資料等は受理しませんので、市指定様式以外の提出はしないでください。
  - ・ 提出書類の記載内容に虚偽があった場合には合格を取り消すことがあります。
  - ・ 受験申込みに際し、提出された書類の返却はいたしません。

## 3 採用試験の流れ

筆記試験(適性・小作文)と口述試験(個人面接)を同日に実施し、合否を決定します。

- (1) 日 時 令和8年2月1日(日) 午前8時30分集合
- (2) 会 場 高砂市役所南庁舎(本庁舎の道向かいの5階建ての建物)
- (3) 携 行 品 受験票・筆記用具(鉛筆、消しゴム等)
- (4) 筆記試験科目

科 目	対象職種	時 間	出 題 内 容
適 性	全職種	30分	人文・社会、自然に関する一般知識、ならびに文章理解、 数的能力、推理判断能力 (特別な公務員試験対策を必要としない内容です)
小作文	全職種	20分	文章による表現力(与えられたテーマについての作文)

- (5) 口述試験 筆記試験終了後、順次実施します。時間は試験当日に個別に通知します。  
※ 口述試験までの待ち時間が長くなる場合がありますので、予めご了承ください。  
昼食は各自でご用意いただくか、試験会場周辺の飲食店等をご利用ください。
- (6) 結果通知 2月下旬頃に市ホームページで発表します。  
また、受験者全員に郵送により結果を通知します。

#### 4 試験結果の開示

試験結果について、下記のとおり所定の書面により開示請求することができます。試験結果の開示は本人のみに行いますので、受験者本人であることを証明する書類(この試験の受験票、運転免許証等)を持参の上、受験者本人が直接請求して下さい。※電話・郵便での請求は行えません。

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 請求できる人 | この試験を受験し、不合格となった人<br>※補欠合格の場合は開示請求できません。 |
| (2) 開示内容   | 総合得点及び総合順位                               |
| (3) 開示期間   | 合否通知を送付した日から1ヶ月間                         |
| (4) 開示場所   | 高砂市役所総務部総務室人事課                           |

#### 5 採用

任期付フルタイム勤務職員採用試験合格者は、採用候補者名簿に登載し、令和8年4月1日に採用の予定です。ただし、令和8年3月末日までに採用に必要な資格・免許が取得できなかった場合、採用候補者名簿から削除します。

なお、任期付フルタイム勤務職員の補欠合格者については、令和8年4月1日以降に、職員の退職など年度途中でフルタイム勤務職員の欠員が生じた場合に、その時点で高砂市の任期付短時間勤務職員として勤務していない成績上位者から、地方公務員法第22条の3に規定される臨時的任用により、令和8年度末を任期とした採用をします。

任期付短時間勤務職員採用試験合格者は、採用候補者名簿に登載し、令和8年4月1日より、短時間勤務職員を必要とする部署に名簿の成績上位者から採用される予定です。ただし、令和8年3月末日までに採用に必要な資格・免許が取得できなかった場合、採用候補者名簿から削除します。

なお、職員の退職など年度途中で短時間勤務職員の欠員が生じた場合には、令和8年4月1日以降、補欠合格者のうち名簿の成績上位者から順次採用します。(採用候補者名簿に登載されても、採用されない場合があります。)

#### 6 採用となった場合の任期

##### 【任期付フルタイム勤務職員】

地方公務員法の育児休業等に関する法律第6条に規定される、育児休業を取得する職員の代替職員として、任用の期間を限って採用されます(育児休業を取得することはできません)。

今回採用予定の任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

ただし、業務の都合や勤務実績等により任期を更新することがあります(更新の際は、改めて本人に同意を求めることとなります)。

なお、任期の更新は最長2年度(令和11年3月末日まで)を上限とします。

任期満了後に任期付職員採用試験が実施される場合、再度の受験が可能です。

### 【任期付短時間勤務職員】

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条に規定される、任用の期間を限って採用される職員です。

今回採用予定の任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

ただし、業務の都合や勤務実績等により任期を更新することがあります（更新の際は、改めて本人に同意を求めることとなります。）。

なお、任期の更新は最長2年度（令和11年3月末日まで）を上限とします。

任期満了後に任期付職員採用試験が実施される場合、再度の受験が可能です。

## 7 給 与

高砂市職員の給与に関する条例の規定により、給料のほか地域手当、扶養手当、期末・勤勉手当、時間外手当及び通勤手当等が支給されます。

### (1) 保育士・教諭職（任期付フルタイム勤務）

大学卒程度 240,900円（地域手当込 257,763円）

短大卒程度 225,600円（地域手当込 241,392円）

※ 採用前に職歴等がある場合には、一定の基準により上記の金額から加算された額となります。

### (2) 保育士・教諭職（任期付短時間勤務）

大学卒程度 192,720円（地域手当込 206,210円）

短大卒程度 180,480円（地域手当込 193,113円）

※ 採用前に職歴等がある場合は、一定の基準により上記の金額から加算された額となります。

### (3) 給食調理員（任期付短時間勤務）

25歳の場合 181,760円（地域手当込 194,483円）

30歳の場合 199,920円（地域手当込 213,914円）

35歳の場合 207,200円（地域手当込 221,704円）

39歳以上の場合 211,040円（地域手当込 225,812円）

## 8 勤務場所

こども園または高砂児童学園

## 9 勤務時間

高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例により勤務時間が規定されています。

こども園の場合、土曜日に勤務することがあります。

また、業務の都合により、時間外勤務が命令される場合があります。

### (1) フルタイム勤務職員

・月曜日から金曜日の8時30分から17時（うち休憩45分）

(2) 短時間勤務職員

週31時間での勤務となりますが、配属部署により週31時間の割振り時間が異なります。

(例1) 月～金曜日の9時00分から16時12分

(うち休憩1時間 1日6時間12分の週5日勤務で週合計31時間の勤務)

土曜日、日曜日は週休日

(例2) 月～金曜日のうち4日の8時30分から17時15分

(うち休憩1時間 1日7時間45分の週4日勤務で週合計31時間の勤務)

月～金曜日のうち1日と、土曜日、日曜日は週休日

## 10 休 暇

高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例により休暇が規定されています。

・年次有給休暇 年度につき最大20日(短時間勤務で週4日勤務の場合は16日)

※勤務開始日・勤務日数に応じた付与日数となります。

・特別休暇(夏季休暇、忌引等)

・年末年始(12月29日から1月3日まで)

## 7 任期付職員の任期について

今回採用予定の任期付職員の任期は1年間です。ただし、勤務の実績や業務の都合等により3年の範囲内で任期を更新することがあります(更新の際は、改めて本人に同意を求めることとなります。)

任期満了後、任期付職員採用試験が実施される場合、再度の受験が可能です。そこで採用となった場合は今回採用予定の任期が職務経験に加えられ、初任給の金額から加算されます。